

(契約保証金)

第 153 条 予算執行職員は、契約の相手方に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、第 155 条の規定による仮契約の場合にあつては、この限りでない。

2 前項の保証金の納付は、契約金額の 100 分の 10 以上に相当すると認められる第 217 条第 1 項に規定する有価証券をもって代えることができる。

3 第 1 項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合における当該担保の価値は、その補償する金額とする。

(1) 銀行その他市が確実に認める金融機関の保証

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

4 予算執行職員は、第 1 項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去 2 年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

5 契約保証金は、契約条項に定める義務を履行したときに還付する。